

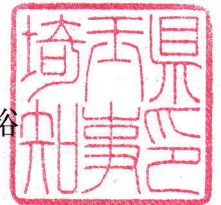
様式第2号（第6条関係）

令和4年度みどりの活動支援事業
補助金交付決定通知書

みどり第127号
令和4年4月27日

福岡中央一丁目町内会
会長 丸山 治雄 様

埼玉県知事 大野 元裕



令和4年4月20日付けで申請のあった令和4年度みどりの活動支援補助事業については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 155,000 円
- 2 支払方法
概算払を行うことができる。
ただし、概算払いができるのは交付決定額の2分の1の額までとする。
- 3 交付の条件
 - (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
 - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
 - (5) 知事が、埼玉県職員にこの補助対象事業に関する会計帳簿、証拠書類等を調査させる場合は、これに応じなければならない。
 - (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後に